

龍 監 第 57 号
令和 5 年 11 月 1 日

龍ヶ崎市長 萩原 勇 殿
龍ヶ崎市議会議長 油原 信義 殿
龍ヶ崎市教育委員会教育長 大古 輝夫 殿

龍ヶ崎市監査委員 大山 文彦
同 寺田 寿夫

定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項の規定による財務監査のうち、同条第4項の定期監査を実施し、その結果に関する報告を別紙のとおり決定したので、同条第9項の規定により提出します。

なお、貴職が所掌する事項が指摘事項等に該当する場合において、当該指摘事項等に関し、是正又は改善のため必要な措置を講じたときは、同条第14項の規定によりその旨を通知願います。

定期監査結果報告書

1 準拠した基準	龍ヶ崎市監査基準に準拠して監査を行った。		
2 監査の種類	地方自治法第199条第1項の規定による財務監査のうち、同条第4項の定期監査		
3 監査の対象	(1)事項	下記の部課等が所掌する財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理	
	(2)期間	令和5年4月1日から 令和5年9月30日まで	
4 監査の着眼点	監査に当たっては、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織及び運営の合理化に努めているかを着眼点として実施した。		
5 監査の実施内容	(1)予備監査	令和5年10月6日から 令和5年10月13日まで	事前に提出を受けた監査資料に基づく書面監査及び関係職員等から説明を聴取するなどの方法により、予備監査を実施した。
	(2)本監査	令和5年10月25日	予備監査の結果に基づく予備監査調書を踏まえ、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により、本監査を実施した。
6 監査の結果	<p>是正又は改善を必要と認める事項及び意見は、次のとおりである（詳細は、別紙「指摘事項等について」を参照。）。これ以外の事項は、おおむね適正であると認められた。</p> <p>教育委員会指導課 指摘事項 0 件、注意事項 1 件、意見 0 件</p> <p>教育委員会文化・生涯学習課 指摘事項 7 件、注意事項 2 件、意見 0 件</p> <p>教育委員会学校給食センター 指摘事項 1 件、注意事項 2 件、意見 1 件</p>		
7 通知	是正又は改善を必要と認める事項について、必要な措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定によりその旨を通知されたい。		
8 備考	軽微な事項については、監査委員事務局長による指導事項とし、記載は省略した。		

指 摘 事 項 等 に つ い て

部課等名： 教育委員会指導課

確認した事実等		措置状況の内容等
区分	事務管理	
件名	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">注意</div> 旅行命令に係る復命取扱の錯誤	
事実の概要等	旅行命令に係る復命とは、出張等の後にその内容や結果等を上司に報告するものであり、旅行命令簿の復命確認印は、旅行命令者が当該報告を確認（承認）のうえ、押印するものであるが、各旅行者が押印している。	
区分		
件名		
事実の概要等		
区分		
件名		
事実の概要等		
区分		
件名		
事実の概要等		

- 注： 1 区分は、財務監査の着眼点に基づく区分です。
 2 地方自治法第199条第14項の規定による通知の際は、本書の「措置状況の内容等」欄に当該措置状況を記載し、添付してください。

指 摘 事 項 等 に つ い て

部課等名： 教育委員会文化・生涯学習課

確認した事実等		措置状況の内容等
区分	契約事務	
件名	注意 4頁	令和5年度旧竹内農場赤レンガ西洋館用地賃貸借契約
事実の概要等	契約決議記載の契約の方法（随意契約）の適用条項に錯誤がある。 本件契約額では市契約規則第18条は適用されず、自治令第167条の2第1項第2号が適用される。	
区分	契約事務	
件名	指摘 4頁	令和5年度旧竹内農場赤レンガ西洋館用地賃貸借契約
事実の概要等	当該契約は、印紙税法上「契約金額の記載のないもの」に該当し、印紙税額200円が課税されるところ、市が保管する契約書に1,000円の収入印紙が貼付されている。	
区分	契約事務	
件名	指摘 5頁	令和5年度龍ヶ崎市文化会館駐車場用地賃貸借契約
事実の概要等	当該契約では、賃借人の禁止事項等のみ規定し、賃貸人の禁止事項等の規定がなく、また、廃止済みの法律に基づく協議が規定されている。これらの是正が必要と思慮されるので、契約内容を検討されたい（詳細は、別紙のとおり）。	
区分	契約事務	
件名	指摘 5頁	令和5年度龍ヶ崎市文化会館駐車場用地賃貸借契約
事実の概要等	当該契約は、印紙税法上「契約金額の記載のないもの」に該当し、印紙税額200円が課税されるところ、市が保管する契約書に2,000円の収入印紙が貼付されている。	
区分	事務管理	
件名	指摘 8頁	団体事務の改善
事実の概要等	団体事務局を兼ねる場合において、市の事務と団体の事務の間に錯綜等が見られる（詳細は、別紙のとおり）。	

様式第14号

区分	負担金、補助及び交付金	
件名	指摘 8頁	子ども健全育成事業交付金に係る交付条件の失念及び精算未了
事実の概要等	同交付金に係る決定通知書において、必要な交付条件を付していない。さらに、全額を概算払しているが、当該精算報告及び不用額の処理が確認できない。	
区分	負担金、補助及び交付金	
件名	指摘 8頁	子ども健全育成事業交付金に係る交付条件の失念及び精算未了等
事実の概要等	同交付金（放課後プレイキャンプ野沢温泉村）に係る決定通知書において、必要な交付条件を付していない。また、全額を概算払したが、その理由の明示がない。さらに、当該精算報告が確認できない。	
区分	負担金、補助及び交付金	
件名	指摘 8頁	子ども健全育成事業交付金事業に係る予算の精査と予算編成
事実の概要等	同交付金事業（放課後プレイキャンプ野沢温泉村）の事業計画では、自己負担1人当たり25,000円程度とされているが、当該収入が事業予算に計上されていないため、当該収入の取扱及び事業規模が不明確であり、当該交付額の適否が確認できない。	
区分	支出事務	
件名	注意	旅費（概算払）の返納未了
事実の概要等	青少年リーダー育成推進事業において、普通旅費の概算払を8月18日に行い、8月22日から25日に3泊4日の出張が行われた。返納額が生じたが、9月末時点では返納が行われていない。	
区分		
件名		
事実の概要等		

注： 1 区分は、財務監査の着眼点に基づく区分です。

2 地方自治法第199条第14項の規定による通知の際は、本書の「措置状況の内容等」欄に当該措置状況を記載し、添付してください。

(別紙)

土地賃貸借契約の改善について

1 確認した事実

龍ヶ崎市文化会館の用に供するため令和5年4月1日に締結した土地賃貸借契約において、当該契約書に次の不備等が見られる。

ア 賃貸借期間を令和5年4月1日から令和6年3月31日までと規定したうえ、自動更新条項を設けているが、毎年度契約を締結しており、契約の内容と運用に齟齬が見られる。また、自動更新の条文において、延長期間を明示していない等の不備が見られる。

イ 地方公共団体が賃借人となる土地賃貸借契約では、公共サービスを安定的に提供する等のため、賃借人に対して契約期間中に当該土地を第三者に譲渡しようとするときは、あらかじめ賃借人の同意を得ることや、賃借人が当該契約と同一の条件で使用できるよう措置する等を規定することが一般的と考えられるが、当該事項を規定していない。

ウ 契約終了時の措置を規定していない。

エ 本件契約に定めのない事項については、借地法（大正10年法律第49号）の規定による場合のほか、賃借人及び賃貸人が協議して定める旨を規定しているが、同法は借地借家法（平成3年法律第90号）の施行に伴って廃止されている。

オ 本件契約は、印紙税法の第1号の2文書のうち、契約金額の記載のないものに該当し、200円が課税されるどころ、2,000円の収入印紙が貼付されている。

なお、印紙税法の第1号の2文書の記載金額とは、土地の賃借権の設定の対価として契約に際して相手方当事者に交付し、後日返還が予定されない金額とされており、保証金、敷金等や契約成立後の使用収益上の対価ともいふべき賃貸借料は記載金額には該当しないとされている。

2 土地賃貸借契約の改善

本件契約書の条文の不備等については、前記のとおりであるが、令和4年度の定期監査においても同様の事案を確認している。現状においては、必要の都度、各課等が独自の契約書を作成していると思われるが、契約行為に関する知識、経験が均一というわけではない事情を勘案すると、これらの不備等は土地賃貸借契約書の様式を定めていないことに起因すると考えられる。

したがって、適正な契約締結に向けた全庁的な取組が求められる。土地賃貸借契約書の様式を定めることをはじめ、土地賃貸借等に関する標準的な事務処理を確立することが肝要である。また、契約書の様式を定めたとしても、当該契約に応じた修正は必要となることも考えられる。いずれにおいても、専門知識を有する管財部門及び契約部門による改善策の構築及び指導機能の発揮が期待される。

(別紙)

団体事務の改善について

1 確認した事実

公金外現金管理状況調書によれば、文化・生涯学習課は、龍ヶ崎教育の日推進事業実行委員会、青少年育成龍ヶ崎市民会議、龍ヶ崎市子ども会育成連合会、龍ヶ崎市子ども会育成連合会安全会、龍ヶ崎市二十歳のつどい運営委員会の各事務局を務めている。

本市は、これら団体に対して補助金又は交付金を支出していることから、同課職員は、当該支出事務を担うとともに、各団体事務局に係る補助金又は交付金の申請事務を担っている。

このため、同課においては、これらの公金支出に係る文書及び各団体の収入支出に係る文書が保管されているが、当該公文書及び各団体文書の作成過程において錯綜が見られる。また、当該公文書及び各団体文書の保管においても混在が見られる。

2 団体に係る事務の改善

補助金又は交付金に係る支出事務と申請事務は、利益相反の関係にあることから、両業務を兼ねることは好ましいものではない。

しかし、限られた人員の中では兼務もやむを得ないが、本来、利益相反の事務において作成され、保管される文書に錯綜等があってはならない。まして、公金支出に係る文書は、公文書である。法令等に基づき、適正に取り扱わなければならない。

錯綜等が認められる次の事項を含む団体に係る事務の改善に関し、必要な措置を速やかに講じられたい。

ア 公文書の発送先が、本市宛となっている事案がある。

イ 公文書が、団体フォルダーに保存されている事案がある。

ウ 団体文書が、本市フォルダーに保存されている事案がある。

エ 団体の支出に際し作成される伝票に関し、適時の決裁を受けていない事案がある。

指 摘 事 項 等 に つ い て

部課等名： 教育委員会学校給食センター

確認した事実等		措置状況の内容等
区分	契約事務	
件名	指摘 3頁	指名競争入札における入札条件の明示
事実の概要等	令和4～5年度学校給食センター自家用電気工作物保安管理業務委託において、指名通知又は入札心得で明示していない要件に基づき当該入札を不調とした（詳細は、別紙のとおり）。	
区分	契約事務	
件名	意見 4頁	各月分の賄材料の決定方法の改善
事実の概要等	同購入契約は、非常に煩雑と思われるが、効率的に執行されていると思慮する。提出された単価を基本に、産地等を勘案のうえ、単価契約が締結されているが、産地等の理由により高額品の決定も散見される。その場合、当該理由の明示を検討されたい。	
区分	契約事務	
件名	注意 4頁	契約の方法の錯誤
事実の概要等	令和4～5年度学校給食センター調理業務委託を、地方自治法施行令第167条第3号の指名競争入札としている。しかし、再度入札でも落札者がなく、随意契約としたものである。よって、同令第167条の2第1項第8号の随意契約である。	
区分	契約事務	
件名	注意 5頁	令和5～10年度学校給食センター配送業務委託仕様書の精査
事実の概要等	同業務委託の仕様書の一部に、実態との齟齬が見受けられる（詳細は、別紙のとおり）。	
区分		
件名		
事実の概要等		

- 注： 1 区分は、財務監査の着眼点に基づく区分です。
 2 地方自治法第199条第14項の規定による通知の際は、本書の「措置状況の内容等」欄に当該措置状況を記載し、添付してください。

(別紙)

指名競争入札における入札条件の明示について

1 確認した事実

令和4～5年度学校給食センター自家用電気工作物保安管理業務委託契約に係る指名競争入札（以下「本件入札」という。）を、令和4年2月24日に執行した。本件入札では4者を指名したが、うち2者から入札日までに辞退届が提出され、さらに1者が入札を辞退したことから、残る1者による応札となった。

本市は、この結果を受け、「入札者が2者未満であったため」、つまり、競争性に欠けることを理由に本件入札を不調とした。そのうえで、契約手続を改めて行い、当該応札した者と随意契約（予定価格は、本件入札の予定価格と同額）を締結した。

2 指名競争入札の執行

指名競争入札の執行においては、競争性を確保する観点から、一定の被指名の数を確保する取組が行われている。本市においては、龍ヶ崎市契約規則第16条では、なるべく3人以上指名しなければならない旨を規定し、龍ヶ崎市契約事務等に関する規程第26条で指名業者の選定基準を規定するとともに、同規程第28条では当該予定金額の区分に応じた指名業者の推薦数を規定するなど、競争性及び適正履行の確保に努めているところである。

ところで、指名競争入札の執行においては、応札者が1者の場合でも、指名通知等で入札者が1者の場合は入札を行わない旨を明示していないかぎり、入札は行わなければならないと解されている。

さて、本件入札では、当該指名通知で入札者が1者の場合は入札を行わない旨を明示していない。また、龍ヶ崎市入札参加者心得においても同様である。したがって、明示していない要件を原因に、本件入札を不調とした取扱は適正を欠くものと考えられる。

仮に、本件入札を不調としていなければ、当該応札額が予定価格未満であったことから、契約の締結に至っていたものである。ただし、後日締結した随意契約と同額であることから、経済的な実害はなかったともいえる。

3 契約事務の適正化の推進

本市の契約事務においては、指名競争入札における応札者が1者となった場合は、結果的であるにせよ競争性が確保されないと判断し、当該入札を不調として取り扱う旨の内規が存在する。

今後とも指名競争入札において同様の取扱を継続するのであれば、指名通知書又は龍ヶ崎市入札参加者心得において、入札者が1者の場合は入札を行わない旨を明示することが必要である。

(別紙)

令和5～10年度学校給食センター配送業務委託仕様書の精査について

1 確認した事実

令和5～10年度学校給食センター配送業務委託（以下「本件契約」という。）は、令和4年1月20日に締結し、履行期間は令和5年9月1日から令和10年8月31日までとなっている（その後、令和5年3月28日に増額の変更契約を締結している。）。

当該仕様書では、「受託者は、契約締結後速やかに運転者の中から現場代理人を定め、様式第1号により、運転者及び補助者名簿並びに給食配送車両調書を提出しなければならない。」及び「受託者は、契約締結後速やかに、使用予定の配送車に係る仕様書を学校給食センター所長に提出すること。」と定めている。

しかし、受託者から「運転者及び添乗者名簿及び給食配送車両調書」が提出されたのは、本件契約の締結から約1年9月後の令和5年8月28日である。

なお、5台の給食配送車の登録時期は、令和5年6月から8月となっており、受託者が新たに購入したものである。

2 仕様内容の精査

本件契約は、契約締結から履行開始まで約19月と超長期の準備期間が設定されている。これは、世界的半導体不足等を背景に、自動車の納期が長期にわたる状況を考慮した判断と思われる。

見方を変えると、新学校給食センター稼働に伴う運搬機材の変更等に対応するためには、新たな給食配送車（規格寸法その他の機能を満たす車両の製造）が必要になると想定したものと考えられる。

したがって、前述の仕様内容の対応は出来ないことは予想されたものの、従来の仕様書をそのまま用いたため、齟齬が生じたと思われる。実態に即した仕様内容とするため、精査が必要であったと考えられる。

さらに、本件契約では、受託者が全ての給食配送車を新たに購入している。このため、受託者が発注する前に、発注予定車両の規格寸法その他の機能について、あらかじめ、本市の確認を受ける旨を仕様書に定めるべきであったと考える。